

奈良県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

天理市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・四〇四号別所丹波市線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和四十七年五月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分 変更なし

(二) 使用の部分 なし